

大阪府全域あるいは大東市に「暴風警報」が発令された場合

1. 午前7時の段階で「暴風警報」が発令された時は、登校しない。(自宅待機となります。)
2. 午前7時の段階では警報が発令されていないが、家を出るまでに「暴風警報」が発令された場合も、登校しない。(自宅待機となります。)
3. 午前9時までに「暴風警報」が解除された場合は、午前10時始業とします。
4. 午前9時までに「暴風警報」が解除されていない場合は、臨時休業とします。
5. 生徒が在校時に「暴風警報」が発令された場合、学校で生徒を待機させ安全確認、気象情報、校区の状況を的確に把握した後、教職員による安全確保を行い、まとめて下校します。

大阪府全域あるいは大東市に「特別警報」が発令された場合

午前7時の段階で「特別警報」が発令されている時は、臨時休業とします。

○学校への問い合わせは、原則としてご遠慮ください。

○東部大阪に「暴風警報」または「特別警報」が発令されていても、大東市がふくまれていなければ上記の対応となりませんので、ご注意ください。

○上記にかかわらず、別途、学校から指示があればそれに従ってください。